

2014年6月4日

厚生労働省 老健局

局長 原 勝則 様

高齢者支援課 課長 高橋 謙司 様

特定非営利活動法人 Uビジョン研究所

理事長 本間 郁子

運営会議委員一同

2015年度の介護保険改正 に関する要望書

～ 入居者の尊厳を守り安心して暮らせる具体的な施策を ～

5年ごとに見直しが行われている介護保険制度改正に関する検討が2015(平成27)年度に行われます。

厚労省は2014年3月25日に、特養ホームの申込者は52万4千人に達し、5年前の調査よりも約10万人も増えたことを公表しました。

高齢者の絶対数が増えていくなかで、介護を取り巻く状況はますます厳しくなっており、私たち市民の老後の安心は一向に見えてきません。後を絶たない介護殺人や介護現場における虐待など、その背景にある問題に真剣に向かい合い、取り組まなければ不安は高まるばかりです。

特養ホームの現状は利用者の重度化、高齢化に十分対応できる体制がないまま運営されており、介護現場で働く職員の精神的、身体的な負担と不安は増大しています。特養ホームは、終のすみかとして多くの国民にとって重要な場所であり、私たち市民は、人生最期のステージを心安らかに穏やかに暮らせるよう具体的な制度設計を要望します。

このような主旨をご理解頂き、以下に示す内容を反映させた次期介護保険制度の構築を検討していただきたいと切に願っております。

1. 特別養護老人ホームの職員数の増員

重度で医療的ケアを必要とする入居者やターミナルケアを求める入居者の増加に伴い、それに対応できる職員配置数を見直してください。2000年4月の介護保険制度以来、職員配置数は変わらず、度重なる制度改正に伴って重度化してきた入居者に対応するための見直しはありません。

従来型施設に関しては、現行入居者3人に対して職員1人以上を入居者2人に対して職員1人以上に見直してください。

個室・ユニット型施設に関しては、1ユニット（10人）ごとに夜勤者が配置できるよう入居者1人に対して職員1人以上の配置にしてください。

平均要介護は2001年度3.2、2013年度3.9。食事、入浴、排泄において全介助を必要としている入居者が増加してきており、介護現場は常に“いのち”が背中合わせの介護が求められるようになっており職員数の増員は必要不可欠な見直しの条件となっています。さらに、重度ケアには、高い知識と技術が求められており、研修の実施と情報の共有のための時間確保も同時に必要不可欠な条件です。介護負担が増大してきているにも係らず、職員体制は介護保険制度スタート（2000年4月）以来全く見直されておらず、介護施設にサービスの質と安全を求める限界を示す必要があります。

2. 介護サービスの質を確保する社会システム構築

介護サービスの質を確保する社会システムの構築が急務です。入居者の重度化（認知症の増大と身体的重度により自ら訴えることができない）と家族形態の変化（家族の高齢化と単独世帯の増加）による家族の目さえもない施設が増えており、施設はますます密室化してきている状況にあります。虐待防止法が2006年に施行され、施設における虐待数は年々増加していることも分かっており、市民の信頼に堪えていくためにも、今、その対策を示していく必要があります。

システムの構築においては、NPOや公益法人との連携で実施できるようにし、多様な多岐にわたる社会や地域のニーズに対応していくことが必要です。

諸外国（イギリス、オーストラリア、ドイツ）では、抜き打ち調査や専門的視点で夜間を含む数日間の調査による評価を行っています。日本の介護サービスにおける質の評価において確保するものが何もない状況にある限り、市民の老いへの不安はなくなりません。

3. 施設長の要件の見直し

施設長に関すること

運営責任者である施設長のあり方で、サービスの質の格差は起きています。施設長の高齢者介護に関する考え方、倫理観、人間観が利用者に与える影響は非常に大きいと思います。サービスの質を確保するために、介護職員の専門性が問われていますが、もっとも早急に取り組まなければならないのは、施設運営者としての適格性と人格などを含む施設長に対する専門性のあり方です。

介護職員は、専門職としての資格取得が求められており、さまざまな認定資格もありますが、施設長においては社会が認める資格要件がありません。市民の信頼に応えるためにも施設長の国家資格の要件を創設してください。

■ 施設長の国家資格の創設

- ① 施設長の基礎資格を社会福祉士、介護福祉士または看護師とし、3年以上の現場経験者とする。
- ② 介護経営学、組織マネジメント（民間企業のマネジメントと異なる）、人間関係論、倫理観、哲学、人生観、女性観、家族観、職業観、労働基準法など法律の徹底した習得の研修を確立し、試験を課し国家資格にする。
- ③ 継続的研修制度を体系的に行えるよう整備する。
- ④ 施設案内のパンフレットなどには、施設長の資格について明記する。

■ 施設長の任命権と任期

- ① 施設長の任用については、任命権を都道府県とし、任期を定め、再任については施設調査、職員、利用者、利用者家族、市民の意見を聴取して行なう。
- ② 不祥事が発生した場合は、内容によって懲戒処分が執行できるようにする。

4. 施設入居者の福祉用具のレンタルの認可

特養ホームなど介護施設においても福祉用具のレンタルを認めることを要望します。100%自己負担にし、負担のできない条件にある人には減免措置が適用できるように見直してください。

入居者の重度化に伴い、個別に対応できる福祉用具は本人にとって自立支援を実現するため、快適な日常生活を過ごしていくためにも重要な役割を果たします。入居者の身体状態は短い期間で変化していくため、購入するには高額、使用期間が短いという理由で購入しない人が多くなり、身体状態に合わせた適切な福祉用具使用できていない現状にあります。

また、福祉用具が適切に活用されることによって介護職員の負担も軽減されます。

入居者の福祉用具のレンタルも認められるように検討することを要望します。